

四国中央市農業振興条例

前文

世界的な食料問題に対する懸念の広がりを始めとして、食料確保の面においても安全で安心な国産の農畜産物の価値及び国内での生産の重要性が広く認識されている中、農業を取り巻く情勢は、少子高齢化、人口の減少、担い手の不足、輸入される農畜産物の増加、有害鳥獣による農畜産物の被害、遊休農地の増加等により極めて厳しいものとなっている。

このため、本市においても農業経営の安定及び生産性の向上を図り、持続可能な農業経営を確立させるとともに、食育に根ざした地産地消を推進しながら、安定的な食料供給の達成にも貢献している重要性に鑑み、活力ある農業の振興に取り組む必要がある。

わたしたちは、本市の農業の振興における様々な課題を解消し、持続的な発展を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、農業の振興に関し、市、農業者、農業関係団体、事業者及び市民の責務を明らかにし、農業の振興に関する施策（以下「施策」という。）の基本方針を定め、施策の計画的な推進を図ることにより、本市における重要な産業の一つである農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農畜産物 農産物及び畜産物をいう。
- (2) 地産地消 市内で生産される農畜産物及びその加工品（以下「農畜産物等」という。）を市内で消費することをいう。
- (3) 農業者 農業に従事している個人又は農業を営む法人をいう。
- (4) 農業関係団体 うま農業協同組合、愛媛県農業共済組合その他の農業団体をいう。
- (5) 事業者 農畜産物等を利用し、又は販売する事業を営む個人及び法人をいう。
- (6) スマート農業 ロボット技術、情報通信技術等を活用した農業をいう。
- (7) 農業の有する多面的機能 国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成、食文化の伝承その他の農業生産活動が行われることにより生ずる農畜産物等の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第3条 農業は、人間の生命を維持するために欠くことができない食料の安定的な供給の達成に貢献している重要な産業であることに鑑み、本市の特性に応じて農業経営の安定及び生産性の向上を図り、持続可能な農業経営を確立させるとともに食育に根ざした地産地消を推進し、安全で安心な農畜産物等が供給されるようその持続的な発展が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、県その他の関係機関との連携に努めるものとする。

(農業者の責務)

第5条 農業者は、自らが安全で安心な農畜産物等の生産及び供給並びに活力ある地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

(農業関係団体の責務)

第6条 農業関係団体は、基本理念にのっとり、農業の振興を図り、農業者に必要な農業に関する情報を提供し、農業者の経営の安定及び生産の支援並びに農業技術の向上のための環境の整備を行い、農畜産物等の販路の開拓及び事業者との連携に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地産地消を通じて農業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、農業が果たす役割について理解と関心を深め、地産地消を通じて農業の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第9条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に従い、立地条件その他の地域の状況を踏まえて行うものとする。

- (1) 担い手の確保及び育成につながるものであること。
- (2) 農地の流動化、担い手への利用の集積等により遊休農地の発生を防止し、及び解消し、農地の有効利用の推進につながるものであること。
- (3) 農地、農道、農業用水その他の農業の生産基盤の確保につながるものであること。
- (4) 新鮮で安全かつ安心な農畜産物等の生産の拡大並びに市民生活のあらゆる場面での地産地消及び食育の推進につながるものであること。
- (5) 有害鳥獣による被害を防止するための地域の体制づくりにつながるものであること。
- (6) 地域の特性を生かしたブランド化及び六次産業化の取組により農畜産物等の付加価値の向上につながるものであること。
- (7) 情報の発信及び販路の拡大による収益性の高い農業の推進につながるものであること。
- (8) 有機農業その他の化学的に合成された肥料及び農薬の使用を低減した農業の推進並びに当該農業により生産される農畜産物等に係る認証の取得の促進につながるものであること。
- (9) スマート農業その他の先端技術の活用により農業者の生産性の向上につながるものであること。
- (10) 山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域に適した農業生産活動の継続的な実施につながるものであること。
- (11) 災害発生時その他様々な状況において、農業の有する多面的機能の発揮につながるものであること。
- (12) 多様な人材の活躍につながるものであること。
- (13) 農業を通じた市民の交流の機会を増進し、市民が農業に対する理解と関心を深め、市民農園等の整備の推進その他必要な取組につながるものであること。

(基本計画)

第10条 市長は、前条に定める基本方針に従い、農業の振興の基本となる計画を定めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。